

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ～

平成22、23年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額との合計となります。ただし、保険料額の上限は50万円(年額)となっています。

$$\text{保険料} = \text{①均等割} + \text{②所得割}$$

①均等割額……47,100円 変更なし

②所得割額……基礎控除後の総所得金額等 × 8.78%(所得割率) 変更なし

上記の保険料率(均等割額・所得割率)は、平成22年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会で決定されました。※保険料率は、平成24年度に見直されます。

詳しい内容は、保険証に同封するリーフレットをご覧ください。

平成22年度 保険料額決定通知書を送付します

平成22年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			

通知書に記載

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から天引きされます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

新しい保険証を送付します

保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。

- 現在の緑色の保険証は、7月31日(土)で有効期限が切れます。 ●新しい保険証はピンク色です。
- 保険証は上記、保険料額決定通知書とは別に送付します。
- 一部負担金の割合は、平成21年中の所得に基づいて判定されています。

平成22年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

認定証は、入院をする際に必要となります。また、現在発行している認定証は、7月31日(土)で有効期限が切れます。今後、必要な方は申請をしてください。

対象となる被保険者 平成22年度住民税非課税世帯に属する方

申請に必要なもの ①保険証 ②印鑑 ③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書(領収書等)

問い合わせ

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)

メール: info@oita-kouiki.jp ホームページ: http://www.oita-kouiki.jp/

国東市役所 ☎0978-72-1111

【保険料に関すること】 税務課 市民税管理班 内線187

【保険証に関すること】 市民健康課 国保年金班 内線113